

頑張る企業を応援しています!

大分の経済・雇用を支える重要な役割を担っている中小企業。市では、中小企業などがそのポテンシャル(潜在能力)を十分に発揮できるよう、さまざまな支援を行っています。

問 創業経営支援課 ☎585-6029

市内で創業したい!

◎創業者応援事業補助金

市内に新たな事業所を開設する創業者へ、初期費用として必要な経費を補助します。

- 対象企業：創業前または創業後5年未満の中小企業で、市内に主要な事業者と住所を有する個人事業主または市内に本店を置く会社を設立する予定の個人、市内に本店を置く法人
- 補助内容：①事業所賃借料、②事業所改修費、③法人登記などに係る経費、④販売促進に係る経費

事業所を新設・増設・移設する企業へ助成します!

◎企業立地促進助成金

- 対象企業：製造業(製造業以外の産業については、情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された工場用地への立地に限る)
- ※助成対象となるためには、「設備投資額」および「新規雇用従業員数」の両方の要件を満たす必要があります。

経営課題を相談したい!

資金繰りなどの経営課題の解決を支援するため、中小企業診断士による無料経営相談を行います。

- 日時・場所：申込み後、市が(一社)大分県中小企業診断士協会と申込者と協議の上、決定します。
- ※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

県外や海外へ販路を広げたい!

◎販路拡大課題解決補助金

商品開発・改良やブランディング、プロモーションなど販路開拓に関する課題を解決するための費用に対し補助します。

また、新たにインターネットショッピングモールへの出店・出品に関する費用が補助対象に加わりました。

◎中小企業見本市等出展事業補助金

国内の見本市等に出展する際の出展料、旅費や印刷物作成料等に係る費用に対し補助します。

◎海外販路拡大サポート補助金

海外に販路を拡大するために必要な、市場調査、商談会等への出展、越境EC出店、海外向け商品パッケージデザインの作成、海外知的財産申請等にかかる費用に対し補助します。

補助上限額や補助内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

🔍 企業支援・企業誘致 で検索!



後継者に事業を引き継ぎたい!

◎中小企業者事業承継等支援補助金

中小企業者の事業承継やM&A売却を円滑に行うために必要な経費に対し補助します。

- 対象企業：1年以上同一事業を営む、市内に本社がある法人または市内に住所および事業所がある個人
- 補助内容：初期診断経費、コンサルティング経費、企業価値および譲渡価格の算定経費、M&A売却に係る仲介手数料等

自社の競争力を強化したい!

◎中小企業人材育成支援事業補助金

業務上必要な能力・技術の習得・向上のため、従業員などが研修に参加する際の経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に事業所がある中小企業
- 補助内容：研修費、宿泊費、交通費

◎中小企業自主研修応援事業補助金

中小企業が自ら企画・開催をする研修に必要な経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に事業所がある中小企業(個人事業主を除く)
- 補助内容：会場借上料、講師謝礼金、講師招へいに係る交通費・宿泊費、委託料

◎知的財産権取得促進事業補助金

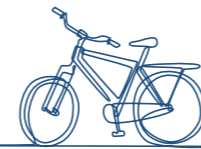
特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願に要する経費に対し補助します。

- 対象企業：市内に本社または主たる事業所を有し、1年以上同一事業を営む中小企業
- 補助内容：出願料、弁理士に対する報酬、電子化手数料、登録料(実用新案権のみ)

◎中小企業者BCP等策定等支援補助金

中小企業が事業継続計画(BCP)および事業継続力強化計画を策定または改定するための経費を補助します。

- 対象企業：1年以上同一事業を営む、市内に本社、登記している支社、工場等がある法人または市内に住所および事業所がある個人
- 補助内容：①他事業者へ支払う費用(委託料、コンサルタント料等)、②印刷製本費(申請者自身が行う製本を除く)
- ※②のみの申請は不可。



5月は自転車月間です

問 都市交通対策課 ☎537-5690

「自転車活用推進法」で、5月は「自転車月間」、5月5日は「自転車の日」と定められています。

市では「バイクフレンドリータウン～自転車が似合うまち～の創造」を目指して、さまざまな取り組みを行っています。便利で、健康増進にも役立つ、環境にもやさしい自転車。天気の良い日は、自転車で出掛けてみませんか?

◎おでかけに便利! おおいたサイクルシェア

市内約60カ所のサイクルポート間であれば、24時間いつでも自由に電動アシスト自転車の貸し出し・返却ができます。

利用料金

1回会員：165円/30分(延長30分毎110円)
月額会員：1,980円(1回30分までは無料・延長30分毎110円)



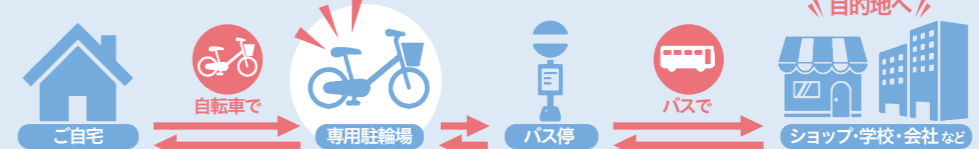
「おおいたサイクルシェア」
公式ホームページはこちら▶



◎バスとの乗り継ぎに便利! サイクルアンドバスライド

「自宅近くにバス停がない」「最寄りのバス停では利用できる時間帯のバスがない」という人に便利な制度です。出発地から自転車でバス停付近の専用駐輪場に駐車し、バスを利用することができます。

ご利用イメージ



▲ 詳しくはこちら

◎知ろう、守ろう、自転車ルール

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※例外として認められている場合
●標識で認められているとき
●13歳未満の子どもが運転するとき など
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
●飲酒運転は禁止
●2人乗りは禁止
●並進は禁止 など
- 5 子どもはヘルメットを着用

やめよう! 「ながらスマホ」

スマホを見ながら自転車に乗っていた人が歩行者にぶつかって大けがを負わせるという重大事故も起きています。自転車乗車中の「ながらスマホ」はやめましょう。



◎おおいた自転車マップ ～自転車で走るおおいた新発見～

サイクリングルートの紹介など自転車利用者の情報を掲載しています。配布場所：都市交通対策課(本庁舎7階)、本庁舎1階案内所、各支所など

無料

